

酒々井町空き家バンク登録物件成約等助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 酒々井町が町内の空き家を有効活用し、移住定住の促進及び地域の活性化を図るため、「酒々井町空き家バンク実施要綱」(平成31年酒々井町告示第43号。以下「実施要綱」という。)に基づき登録された空き家が、売買又は賃貸借の契約に至った場合、予算の範囲内において、当該物件登録者に酒々井町空き家バンク登録物件成約助成金(以下「成約助成金」という。)又は当該利用登録者に酒々井町空き家バンク登録物件入居助成金(以下「入居助成金」という。)を交付することについて、酒々井町補助金等交付規則(昭和35年酒々井町規則第3号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 次の各号に掲げる用語の意義は、実施要綱に定めるもののほか、次の各号に定めるところによる。

- (1) 登録物件 実施要綱第5条第1項に規定する空き家バンクに登録された空き家をいう。
- (2) 物件登録者 実施要綱第5条第2項の規定による空き家バンクへの登録の通知を受けた者をいう。
- (3) 利用登録者 実施要綱第10条第2項の規定による空き家バンクへの登録の通知を受けた者をいう。
- (4) 成約助成金 物件登録者と利用登録者の交渉の結果、登録物件の売買又は賃貸借の契約が成立した場合に当該物件登録者に助成金として交付されるものをいう。
- (5) 入居助成金 物件登録者と利用登録者の交渉の結果、登録物件の売買又は賃貸借の契約が成立した場合に当該利用登録者に助成金として交付されるものをいう。
- (6) 市区町村民税等 市区町村民税、都道府県民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税及び国民健康保険税のことをいう。

(成約助成金の対象者)

第3条 成約助成金の交付の対象となる物件登録者は、次に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 利用登録者と登録物件の売買又は賃貸借の契約を締結していること。
- (2) 世帯員全員が市区町村民税等に滞納がないこと。
- (3) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けていない世帯であること。

(成約助成金の額)

第4条 成約助成金の額は、登録物件1件につき1回限りとし、売買した場合は5万円、賃貸借した場合は2万5千円とする。

(成約助成金の交付申請)

第5条 成約助成金の交付を受けようとする物件登録者(以下「成約助成金申請者」という。)は、酒々井町空き家バンク登録物件成約助成金交付申請書(別記第1号様式)に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 売買又は賃貸借の契約書の写し

(2) 世帯全員が市区町村民税等に滞納がないことを証する証明書。ただし、町外在住の物件登録者については、契約締結時の各年1月1日現在の住民基本台帳の登録されていた市区町村民税等に世帯全員の滞納がないことを証する証明書

(3) 誓約書（別記第2号様式）

(4) その他町長が必要と認める書類

（成約助成金の交付決定）

第6条 町長は、前条の申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、成約助成金の交付の可否を決定し、酒々井町空き家バンク登録物件成約助成金交付決定（却下）通知書（別記第3号様式）により、当該成約助成金申請者に通知するものとする。

（成約助成金実績報告書の提出）

第7条 前条の規定により成約助成金の交付の決定を受けた成約助成金申請者は、当該成約助成金に係る登録物件を利用登録者に売買契約又は賃貸借契約により引き渡した後、酒々井町空き家バンク登録物件成約助成金実績報告書（別記第4号様式）に、次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1) 当該登録物件を利用登録者に引き渡したことが分かる書類の写し（物件引渡書、賃貸借契約の場合は鍵の受渡書等）

(2) その他町長が必要と認める書類

（成約助成金の額の確定）

第8条 町長は、前条の規定による実績報告書の提出があったときは、その報告書の審査又は必要に応じて現地を調査し、交付決定の内容に適合すると認められるときは、成約助成金の額を確定し、酒々井町空き家バンク登録物件成約助成金交付確定通知書（別記第5号様式）により、当該成約助成金申請者に通知するものとする。

（成約助成金の交付請求）

第9条 前条の規定により成約助成金の額の確定を受けた成約助成金申請者は、酒々井町空き家バンク登録物件成約助成金交付請求書（別記第6号様式）を町長に提出するものとする。

（成約助成金の交付）

第10条 町長は、前条の規定による成約助成金請求書の提出があったときは、速やかに成約助成金を交付するものとする。

（入居助成金の対象者）

第11条 入居助成金の対象となる者は、次に掲げる要件を満たすこと。ただし、町外からの一時的な移住（3年以内）又は団体生活を主とした目的としてない者とする。

(1) 町内に土地又は建物を所有していない利用登録者世帯であること。

(2) 物件登録者と登録物件の売買又は賃貸借の契約を締結していること。

(3) 売買又は賃貸借の契約を締結した登録物件所在地で酒々井町の住民基本台帳に登録している利用登録者世帯であること。

(4) 利用登録者世帯全員が市区町村民税等に滞納がないこと。

(5) 生活保護法による保護を受けていない利用登録者世帯であること。

(入居助成金の額)

第12条 入居助成金の額は、利用登録者世帯につき1回限りとし、売買した場合は10万円、賃貸借した場合は5万円とする。また、中学生以下の子どもを有する場合には、子ども1人に対して5万円を上乗せする。

(入居助成金の交付申請)

第13条 入居助成金の交付を受けようとする利用登録者(以下「入居助成金申請者」という。)は、酒々井町空き家バンク登録物件入居助成金交付申請書(別記第7号様式)に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。ただし、登録物件1件につき2世帯以上の利用登録者が同時に交付申請をすることはできない。

- (1) 売買又は賃貸借の契約書の写し
- (2) 世帯全員が市区町村民税等に滞納がないことを証する証明書。ただし、町外に住所を有する利用登録者については、契約締結時の各年1月1日現在の住民基本台帳に登録されていた市区町村民税等に滞納がないことを証する証明書
- (3) 誓約書(別記第8号様式)
- (4) その他町長が必要と認める書類

(入居助成金の交付決定)

第14条 町長は、前条の申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、入居助成金の交付の可否を決定し、酒々井町空き家バンク登録物件入居助成金交付決定(却下)通知書(別記第9号様式)により、当該入居助成金申請者に通知するものとする。

(入居助成金実績報告書の提出)

第15条 前条の規定により入居助成金の交付の決定を受けた入居助成金申請者は、当該入居助成金に係る登録物件を物件登録者から売買契約による引き渡し、又は、賃貸借契約による引き渡しを受けた後、酒々井町空き家バンク登録物件入居助成金実績報告書(別記第10号様式)に、次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 世帯全員の住民票の写し
- (2) その他町長が必要と認める書類

(入居助成金の額の確定)

第16条 町長は、前条の規定による実績報告書の提出があったときは、その報告書の審査又は必要に応じて現地を調査し、交付決定の内容に適合すると認められるときは、入居助成金の額を確定し、酒々井町空き家バンク登録物件入居助成金交付確定通知書(別記第11号様式)により、当該入居助成金申請者に通知するものとする。

(入居助成金の交付請求)

第17条 前条の規定により入居助成金の額の確定を受けた入居助成金申請者は、酒々井町空き家バンク登録物件入居助成金交付請求書(別記第12号様式)を町長に提出するものとする。

(入居助成金の交付)

第18条 町長は、前条の規定による入居助成金請求書の提出があったときは、速やかに入居助成金を交付するものとする。

(助成金の返還)

第19条 町長は、物件登録者又は利用登録者が偽りその他不正の手段により、成約助成金又は入居助成金の交付を受けたと認めるときは、返還を命じることができる。

(補則)

第20条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める

附 則

この告示は、令和元年5月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和5年10月1日から施行する。